

北療育医療センター城北分園 会計年度任用職員 募集要項
医員（臨床医（児童福祉施設等））

項 目	内 容
職名	医員（臨床医（児童福祉施設等））
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	任用日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都立北療育医療センター城北分園 東京都足立区南花畑五丁目 1 0 番 1 号
職務内容	児童福祉施設における重度心身障害児者の診察及び治療（小児科）
応募資格・求められる能力	(1) 医師の資格を有している。 (2) 診療に関する知識を有し、法令に基づく指導・助言等を行うことができる。 (3) 苦情、相談等に対し、適切に対応する応用力、判断力を有する。 (4) 患者等に対し親切かつ丁寧な対応を行い、相手を理解・納得させるためにわかりやすい説明ができる。 (5) 患者のニーズを常に念頭に置いて職務を遂行することができる。 (6) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる。
勤務日数	週 1 ～ 2 日（勤務日数・曜日応相談）
勤務時間	8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで（勤務時間応相談） 所定勤務時間を超える勤務（業務の必要上やむを得ない場合）：無
休憩時間	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで
休暇	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

	<p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬	<p>医歴11年以上 日額64,800円(時間額8,370円) 医歴6年～10年 日額58,300円(時間額7,530円) 医歴5年以下 日額50,900円(時間額6,570円) 通勤手当相当額を別途支給(上限7,100円/日)</p> <p>※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日に口座振込により支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	<p>共済組合、厚生年金保険、雇用保険等の加入：無 週当たりの所定勤務時間が20時間以上の場合</p>
応募方法	<p>「会計年度任用職員申込書(第1号様式)」(別添参照)及び資格証の写し・保険医登録票の写しを下記応募先に郵送又は持参してください。</p> <p>※ 電話番号は、日中に連絡のとれる番号を記入してください。</p> <p>※ 生年月日欄の年齢は、令和9年3月31日時点を記入してください。</p> <p>※ 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、御了承ください。</p>
選考方法	<p>(1) 第1次選考 提出書類による書類審査 (2) 第2次選考 面接等(書類選考終了後、別途お知らせします。)</p> <p>※ 合否結果については、本人宛電話またはメールにより通知いたします。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切応じません。</p>
特記事項	<p>○ 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>○ 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p> <p>○ このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。</p>

申込み・問い合わせ	〒121-0062 東京都足立区南花畑5丁目10番1号 福祉局北療育医療センター城北分園 庶務担当 近藤・青木 電話：03-3883-5131
-----------	--

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。